

支援の内容

電話・メール・来所・訪問等でご相談をお受けします。

ご本人、ご家族のために・・・

対応方法の助言や障がい特性の説明、情報提供、関係機関の紹介など行います。

【子どもの場合】

◇ご家庭や保育所・学校等の様子をお聞きし、課題を整理し、ご本人への関わり方を助言します。

◇必要に応じ、保育所・学校等の支援会議へ参加し、支援の手立てを一緒に考えます。

※診断、療育は行っておりません。

【大人の場合】

◇支援ニーズを把握し、評価(アセスメント)を行い、より良い対応方法を一緒に考えます。

◇必要に応じ、就労支援機関等への同行や連絡調整を行います。

※診断、就職のあっせんは行っておりません。

支援者のために・・・

保育所・学校・施設・職場等へ訪問し、支援体制づくりをお手伝いします。

◇対象者の障がい特性の評価(アセスメント)

◇支援内容や対応方法の助言

◇関係機関との連絡調整

◇研修会、事例検討会の講師派遣

より良い理解を広めるために・・・

◇発達障がいに関する講演会の企画・運営

◇発達障がいに関する人材育成のための研修会の企画・運営・講師派遣

◇利用できる制度や支援ツールの紹介、情報提供

◇市町村の支援ネットワーク作りへの協力、関係機関の支援に関わる協議会への参加

ご利用案内

◆利用時間 月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

(土・日・祝日・年末年始はお休みです)

◆相談は無料です。

◆個人情報は守秘します。

◆来所・訪問でのご相談は予約制です。

あらかじめ電話・メール・FAXでご連絡ください。



『エール』 鳥取県発達障がい者支援センター

住所 〒682-0854

鳥取県倉吉市みどり町3564-1
(鳥取県立皆成学園内)

電話番号 0858-22-7208

FAX番号 0858-22-7209

メールアドレス yell@pref.tottori.lg.jp

ホームページ http://www.pref.tottori.lg.jp/yell/



『エール』

鳥取県発達障がい者支援センター のご案内

『エール』は、発達障がいのある方が地域で安心して生活できるよう相談支援を行う機関です。

鳥取県にお住まいの発達障がいまたはその心配のある方やご家族から相談をお受けし、年齢に応じたアドバイスや情報提供・関係機関の紹介をします。

また、市町村や支援機関から発達障がいに関する相談をお受けし、支援体制づくりをサポートしています。発達障がいの正しい理解のために、どうぞ『エール』をご活用ください。

発達障がいとは？

発達障がいは、一見ただけでは障がいとわかりにくく、「見えない障がい」と言われます。

原因は、生まれつきの脳機能の障がいと考えられ、障がいの程度は人によって様々です。親の育て方や本人の努力不足などによるものではありません。

最近では、発達障がいの特徴がある人は、身近にいたることがわかってきました。周囲の誤った理解や対応は、ご本人や周囲のストレスを高め、二次的な問題を引き起こすこともありますので、気付いたら早めの手立てが必要とされています。

鳥取県発達障がい啓発推進キャラクター
シロウクマ先生



あなたご自身や、周囲の方が、
お困りではありませんか？



◆幼児期

- 言葉の発達が遅い、会話が一方的になりやすい
- 動きが活発で落ち着きがない
- 次の活動への切り替えが難しい
- 新しい場所や新しい活動を嫌がったり泣いたりする
- 状況や相手の気持ちを考えずに行動してしまう

◆学齢期

- 忘れ物や遅刻が多い、集中力にムラがある
- 文章や計算を間違えたり、意味の理解が難しい
- 冗談が通じにくい、思ったことを何でも言う
- 友達関係を作るのが苦手、グループ行動を好まない
- 音、光、味、臭い、痛みなどの感覚が敏感すぎたり鈍感すぎたりする

◆青年期

- 期限や約束を守るために計画的に動くことが苦手
- 急な予定変更が苦手で、臨機応変な対応が難しい
- 特定の分野が極端に苦手、あるいは抜きんでて得意
- 身の回りの整理整頓が苦手、物をなくしやすい
- 「適当に」「ちゃんとする」などのあいまいな表現、たとえ話や皮肉が分かりにくい

◆大人

- コミュニケーションが苦手
- 就職活動や面接がうまくいかず、就職できない
- 就職しても長続きせず、転職を繰り返す
- 仕事の優先順位や段取りをつけることが難しい
- お金を計画的に使うことが難しい
- 職場や家庭の暗黙のルールがわからない
- 友人関係、異性関係でトラブルになりやすい

発達障がいのタイプとそれぞれの特性

知的な遅れを伴う
こともあります

広汎性発達障害 (PDD)

(自閉症、アスペルガー症候群を含む)

※DSM-5では自閉症スペクトラム障害
(ASD) という

- コミュニケーションの障がい
- 対人関係・社会性の障がい
- パターン化した行動、興味関心の
かたより
- 不器用
- 感覚のゆがみ(過敏さ・鈍感さ)

注意欠陥・多動性障害 (ADHD)

※DSM-5では注意欠如・多動性障害という

- 不注意 (集中できない)
- 多動・多弁 (じっとしていられない)
- 衝動的に行動する (考えるよりも先に動く)

学習障害 (LD)

※DSM-5では限局性学習障害という

- 「読む」「書く」「計算する」などの能力が、
全体的な知的発達に比べて極端に苦手

※障がいごとの特性が少しずつ重なり合っている場合もあります。そのほか、トゥレット症候群や吃音(症)なども発達障がいに含まれます

この概念図は、厚生労働省作成リーフレット「発達障害の理解のために」と、DSM-5を参考に鳥取県が作成しました。DSM-5とは、アメリカ精神医学会の精神疾患の診断・統計マニュアルで、近年、日本でも発達障がいの診断に広く使われるようになっていきます。

よくあるご質問

Q:自分や家族が、発達障がいではないか？

A:まず、お電話でご相談ください。
→詳しくは、「支援の内容」をご覧ください。

Q:発達障がいの利用者の対応に困っています。
適切な対応方法が知りたいです。

A:まず、お電話でご相談ください。
→詳しくは、「支援の内容」をご覧ください。

Q:『エール』以外で、発達障がいの相談ができる
ところがありますか？

A:• 鳥取県立精神保健福祉センター(0857-21-3031)
•ペアレントメンター鳥取 ※ (0857-30-0670)
•各市町村の福祉相談窓口 などが 있습니다。

※ペアレントメンター鳥取とは、発達障がいのある子どもをもつ保護者が「良き相談相手・先輩保護者」として相談に応じる機関です。
発達障がいに関するくわしい情報は・・・
国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターホームページ(<http://www.rehab.go.jp/ddis/>)をご覧ください。

Q:どこで診断してもらえますか？

A:医療機関による医師の診断となります。
エールには医師がおりませんので診断はできません。医療機関としては、子どもの場合は、療育園・小児科・脳小児科、大人の場合は、精神科等があります。鳥取県ホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/>)「子どもの心の診療ネットワーク整備事業協力医師医療機関一覧」をご覧ください、直接、病院にお問い合わせください。

Q:発達障がいは、福祉サービスや障がい者手帳、障がい年金の対象になりますか？

A:「障害福祉サービス」「精神障害者保健福祉手帳」「障害基礎(厚生)年金」の対象者として該当する場合があります。福祉サービスや手帳は、各市町村福祉担当課に、年金は各市町村国民年金担当課または年金事務所にお問い合わせください。